

令和 7 年 第 2 回 嬉 野 市 議 会 定 例 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 5 月 30 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 03 分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和 7 年 6 月 18 日 午前 11 時 59 分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10 番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11 番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12 番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13 番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14 番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15 番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎 太 郎	出	16 番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	
	市民福祉部長	小 池 和 彦	茶業振興課長	岩 吉 栄 治
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	
	教 育 部 長	筒 井 八重美	建 設 課 長	
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長		環境下水道課長	
	財 政 課 長	金 田 正 和	教育総務課長	
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	企画政策課参事		監査委員事務局長	
	広報・広聴課長		農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市 民 課 長			
	議会事務局長	太 田 長 寿		
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名				

令和7年第2回嬉野市議会定例会議事日程

令和7年6月18日（水）

本会議第6日目

午前10時 開 議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 発議第5号 | 嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 発議第6号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書について |
| 日程第3 | 発議第7号 | 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療に関する意見書について |
| 日程第4 | 発議第8号 | 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正案について |
| 日程第5 | 討論・採決 | |
| | 議案第31号 | 専決処分（第2号）の承認を求めることについて |
| | 議案第32号 | 専決処分（第3号）の承認を求めることについて |
| | 議案第33号 | 専決処分（第4号）の承認を求めることについて |
| | 議案第34号 | 嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第35号 | 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第36号 | 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| | 発議第8号 | 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正案について |
| | 議案第37号 | 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号） |
| | 議案第38号 | 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第39号 | 令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第40号 | 建設工事請負契約の締結について |
| | 議案第41号 | 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第42号 | 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第43号 | 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号） |
| | 発議第5号 | 嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部を改正する条例について |

発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

発議第 7 号 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療
に関する意見書について

日程第 6 議員派遣について

日程第 7 閉会中の付託事件について

午前10時 3 分 開議

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1．発議第 5 号 嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

午前10時 3 分 休憩

午前10時 6 分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

提出者、梶原睦也議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（梶原睦也君）

皆さんおはようございます。

発議第 5 号

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の
一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第 6 項及び嬉野市議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出する。

令和 7 年 6 月18日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者 嬉野市議会運営委員会

委員長 梶原 睦也

理由 地方自治法施行令昭和22年政令第16号167条の 2 第 1 項 1 号の改正に伴い、条例の一

部を改正する必要がある。

以上でございます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

発議第5号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから発議第5号について質疑を行います。

なお、発議第5号は通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

発議第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第5号について質疑を終わります。

次に、先日、総務企画常任委員会から発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてが提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第2. 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提案者、山口卓也総務企画常任委員会委員長。

○総務企画常任委員会委員長（山口卓也君）

発議第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年6月18日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会

委員長 山口 卓也

理由 子育て支援、介護、医療等の社会保障、災害復旧及び災害への備えにおける防災減災対策、観光、商工業における経済対策、また茶業や農業の施策、そしてインフラ整備、地域公共交通の維持等々、多岐にわたる課題が山積している現状であることから、さら

なる地方財政の充実と強化は必要不可欠であるため。

少し長いですが、意見書の案について読み上げます。

地方財政の充実・強化を求める意見書案

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財政確保が求められる。

このため、2026年度の政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも対応する人件費の確保を含めた地方財政を実現することが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 政府が減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行

政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。

- 6 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後とも当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当はその対象から除外されたものの、寒冷地手当、期末・勤勉手当等については依然、その措置が残されていることから、自治体の自己決定権を尊重し、これらの減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- 11 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月18日

佐賀県嬉野市議会

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
内 閣 官 房 長 官 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
内閣府特命担当大臣 殿
(経 済 財 政 政 策)
内閣府特命担当大臣 殿

(地 方 創 生)

以上になります。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第6号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから発議第6号について質疑を行います。

なお、発議第6号は、通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号地方財政の充実・強化を求める意見書についての質疑を終わります。

次に、先日、委員会発議として文教福祉常任委員会から発議第7号 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療に関する意見書についてが提出され、議会運営委員会が開催されました。

日程第3．発議第7号 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。諸上栄大文教福祉常任委員会委員長。

○文教福祉常任委員会委員長（諸上栄大君）

発議第7号

独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療に
関する意見書について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和7年6月18日提出

嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者 嬉野市議会文教福祉常任委員会

委員長 諸上 栄大

理由 令和7年4月1日から独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科において、

時間外の診療時間が短縮され、嬉野市内や周辺地域の保護者は非常に不安を感じている。佐賀県が策定する第8次佐賀県保健医療計画に沿った小児医療提供体制の確立を要望するため意見書を提出する。

詳細に関しては、次の意見書（案）でございます。

独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの
小児科時間外診療に関する意見書（案）

令和7年4月1日から佐賀大学医学部小児科より派遣される小児科医師数が減少したことに伴い、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター（以下「嬉野医療センター」という。）の小児科において、24時間体制での小児科診療を維持することができなくなっています。平日は22時以降、土日祝日は17時以降の診療ができなくなったことにより、嬉野市内のみならず、周辺地域の保護者は非常に不安を感じております。

佐賀県が策定する第8次佐賀県保健医療計画において、嬉野医療センターは小児地域医療センターとして位置付けられています。小児地域医療センターとして必要となる医療機能の目標に「入院を要する小児救急医療を24時間体制で実施」とあり、また、求められる事項として「入院を要する小児救急医療を24時間365日体制で実施」とあります。

現在の南部保健医療圏においては、南部地区小児時間外診療（武雄地区休日急患センター）、鹿島市休日こどもクリニック、鹿島時間外こどもクリニック、在宅当番医等により時間外初期小児救急医療が提供されています。しかしながら、診療日や診療時間が限られているため、深夜帯においては、十分な小児救急医療体制が確保されているとは言い難く、迅速かつ適切な対応が困難な状況であると考えられます。これまでは、嬉野医療センターが24時間体制での小児科診療を担ってきましたが、今後は深夜帯における救急対応が困難であるため、佐賀市などの医療機関まで長距離の搬送となり、患者や家族、また、救急搬送を担う消防機関等にも大きな負担が生じます。

そこで、嬉野市はもとより南部保健医療圏在住の住民が安心した小児医療の提供を受けられるよう、以下に記した項目について更に協議していただき、子育てし大県を推進していただきますよう強く要望いたします。

記

- 1 第8次佐賀県保健医療計画の趣旨を踏まえ、嬉野医療センターにおいて、「小児救急医療の24時間365日体制」の早期実現に向けた取組を講じること。
 - 2 小児科医師や看護師等の専門人材の確保に対し、県として必要な支援や調整を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年6月18日

佐賀県知事 殿
佐賀県議会議長 殿

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第7号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから発議第7号について質疑を行います。

なお、発議第7号は通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

発議第7号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号についての質疑を終わります。

次に、地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定に基づき、修正の動議を議題といたします。

昨日、芦塚典子議員ほか2名から議案第37号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正についてが提出され、本日、議会運営委員会が開催されました。

日程第4．発議第8号 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、議案第37号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正案について動議を提出いたします。

発議第8号

議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の
修正案について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び嬉野市議会会議規則第16条の規定により提出する。

令和7年6月18日提出
嬉野市議会議長 辻 浩一様

提出者 嬉野市議会議員 芦塚 典子

賛成者 嬉野市議会議員 山口 虎太郎

嬉野市議会議員 阿部 愛子

それでは、提案理由を説明いたします。

今定例会に提出されました、うれしの茶交流館費415万1,000円について、今年度、当初契約において業務内容から対象外としました集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務に対して補正計上し、新たに市が委託者を公募する予算であるとの説明をいただきました。それで、下記の3点において疑義がありますので、修正を求めます。

1つ、基本協定書の規定により、この集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務は指定管理者の主要な管理業務であり、第三者に委託または請け負わせることはできない。したがって、指定管理者の主要事業を削除するという内容である年度協定書は修正すべきである。また、この集客促進業務は施設の目的を達成するために必要な業務であり、指定管理者自体が実施されるべき管理業務であると考えます。

次に、2点目、新たに市が委託者を公募する業務としては、集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務は再委託はできません。たとえ、市が事業主体となっても——これは市が事業主体となるという説明を受けましたけど——また、事業が異なる、事業がお茶まつり等ということでしたけど——という答弁をされましたが、これは明らかに、これを計上するにおいて、今年度当初契約において業務委託から対象外とした集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務というのを明確にされておりますので、これは明らかに第三者委託となり、法律では禁止されております。したがって、今回計上された補正予算額は計上する理由がありません。

3番目の理由として、今回の年度協定書は管理業務の変更であり、嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例、これが嬉野市の条例にありますけど、これにおいては告示が必要と書いてあります。しかし、常任委員会で説明を受けたところでは、これは415万円の集客促進業務等は軽微な事業で必要なしと説明を受けております。しかし、議会においては市民への報告は必須でありまして、ほかの指定管理者との整合性あるいは公平性を保つためにも、市民の税金の使い道を、市民にあるいは議会に報告する、市民に見える化するためにも、公告、公示というのはしかるべき本来の姿であると思います。

以上の3つの論点におきまして、令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）に計上されました当業務の補正予算415万1,000円を減額していただきたい。並びに、集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務はこれは法律上ほごでありますので、元来の指定管理者の管理業務として指定管理をしていただきたいと思います。

以上の修正を求めます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第8号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第8号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、発議第8号については追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告なしでの質疑を行います。

なお、質疑につきましては嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。

質疑ありませんか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

まず、これは議員が発言をなさっておりますけれども、私は非常に矛盾しているんじゃないかなと思います。どうしてかという、まず、3月の議会で、これをまず外しなさいということで、減額しなさいということで修正がそこで通ってきたわけですね。それで、ここで今回提案された事業を、さらにここではまかりならんということで、指定管理者で行いなさいというような主張であります。

一つ確認をしていきたいと思いますが、3月の質疑の中でもお答えをいただいたと思いますが、副市長の答弁の中で、この全額の中で減額をするとすれば苦渋の決断というようなことで、この集客促進業務に関して削減せざるを得ないというような判断の説明があったかと思います。その点の再確認ですけれども、今申し上げましたけれども、その点を、簡潔にいいですけど、もう一回述べていただいてよろしいですか。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

3月議会で減額の修正議案を提出いただいたときに、確かに、苦渋の決断で何かの事業を取りやめるしかない。そういった中には、どうしてもやはり必要経費というのは必要でございますので、そういった場合には、今、議員おっしゃったような集客業務を取りやめる決断をしなければならないという可能性も十分にあるというふうに答弁をしたというふうには思っております。

そしてまた、全ての業務を、減額された予算内でどうしても指定管理者にしてくださいと言うこと自体は、お互い対等な立場で契約をするわけでございますので、そういったことは

まずもってはできないというふうに今でも考えているところでございます。

以上です。（「突然お聞きしましたけれども……」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

2回目ですかね。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

はい、2回目です。

芦塚議員がおっしゃる理由としては、では、この集客促進業務に関しても、また、減額をした事業費の中でやれということでの確認、もしくはこういう受け取り方もできますよね。この事業はしないでもいいんじゃないかというような捉え方にもなりますけれども、その点についていかがですか。

○13番（芦塚典子君）

まず、減額という点に関して、確かに、3月議会では減額修正案が通りましたので、460万円減額されております。しかし、減額をただで、これの内容、集客促進業務を減額しなさいということは、そのときは決定されておられません。

そして、今、副市長がおっしゃったように、これではやっていけないだろうからということで集客促進業務を減額しましたよとなりますけど、ちょっとそれはできません。

もう一つ、それで最後の、集客促進業務を取ったらこの事業が指定管理者にはできないだろうとおっしゃっていますけど、私のこの動議は、集客促進業務を取らないで指定管理者にあげなさい、そしたら指定管理ができますよという修正案ですよ。そこをちゃんと把握していただきたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

今、議員が最後におっしゃった、この分を指定管理者にあげなさいという意味は、どのような意味合いですか、そこをまず1点。

それから、冒頭にも申しましたけれども、そもそも事業費を減額しておいて、そしてこれをまたさらに受託の事業者のほうがやるべきだという主張には、これは矛盾しているとしか私には映りません。

以上の2点について答弁をお願いします。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

まず第一に、減額は、3月議会で修正動議を出して減額はされております、460万円。それで、この集客業務に対して減額しなさいということは、絶対追及はしておられません。これは、市が勝手にしているんですよ。そういうことはできないです。というのは、私が基本協

定書の規定によりと、皆さんのところに、ネットであると思いますが、基本協定書の決定で、年度途中で減額されましたから、あなたは管理が無理でしょうから、それでは集客業務を削除して、そして第三者委託をしますからということは、全く基本協定書に書いていないです。書いていないということは、できないということです。

基本協定書の2番目を見てください、信義則というのがあります。これは一番大事な民法の規定です。信義則ですね、民法の第1条であります。基本協定書第2条第1項に「甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。」とあります。そして、甲、乙は、地方自治法並びに条例をつくりなさいと総務省から言われますのでね、嬉野市の条例、嬉野市の施行して、その他の関係法令を遵守し本協定を履行しなければならないと。その他の法令というのは、民法、憲法ですよ。これを遵守し、本協定を履行しなければならないと。

そしたら、この基本協定に、減額されたから、途中であなたの集客促進業務並びに報告業務を減額してこれを削除しますという文言は基本協定にはありませんし、この基本協定に提出しなさいと言われている仕様書にもありません。事業計画書にもありません。だから、そういう市の勝手な計画というのは認められないんですよ。ですので、これは削除はできません。

ですので、この仕様書というのは、法律にのっとりかどうか分かりません、総務省に聞かないとですね。しかし、本来はほごです。この仕様書がほごということは削除はできませんということです。だから、この指定管理者が削除なしでできますと。そして、この前の議案審議のときに2名の議員さんがおっしゃられたように、指定管理者と4月1日に年度協定書の後にお話しされています。そしたら少し事業額は減りましたが、私たちは一生懸命やりますとおっしゃっているんです。全く市の説明と業者の説明は違うでしょう。

そして、市のほうはこの基本協定書、このように信義則、これは民法だし、基本協定書の第2条に書いてあります。これを守っていかなければならないと思います。行政も、私たちのような私的な人間も、それから、契約に対しては第一義なんです、これは。これに、途中で契約解除しますよというのが一行でもありますか、ないです。基本協定書を守らなければならないでしょう。

それと、信義則の2条までしか基本協定書に書いていないですけど、3番目にあるんです、民法にですね。「権利の濫用は、これを許さない。」とあります。権利の濫用ですよ。

ということで……（「議長、簡潔に答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）はい。ということで、ここに、基本協定書にありませんから、この年度協定書は効果がありません。そういうことでほごで、結局はこの削除された指定管理料は、指定管理者の削除はできなくて指定管理者のものであるということになります。

○議長（辻 浩一君）

森田議員、答弁漏れはありますか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。田中政司議員。

○14番（田中政司君）

産業建設常任委員会の委員長、副委員長が賛成者ということで、私も産業建設常任委員会の一員ですが、3日間、産業建設常任委員会を開催いたしました。それで、説明をしっかりと聞かせていただきました。なぜこれを、委員長、副委員長を出されたのか、私はまだ分かりません。あれだけ説明を聞いておきながら、なぜこういうふうな修正を出されたのかというのが、まず分からないんですよ。

今回ここは議案質疑の場ですので、1つずつお聞きをしていきたいと思います。

まず、この理由の1番目ですけど、「基本協定書の規定よりこの集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務は、指定管理者の主要な管理業務であり、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。」というふうにあるんですね。何かここら辺の意味がちょっと分からないんですよ、はっきり言うて。どういうことなのかなと思うんですね。

まず、「基本協定の規定により」とあるんですが、確かに、この中に、仕様書の中であるんですよ。どこがこれが集客促進に係る広告が主要な管理業務でありと、管理業務と誘客業務というのは、管理というのは、あくまでもあそこを管理していくのが管理であって、この集客業務というのがどこでこの主要な管理業務というふうになるのか、ここら辺の文言がちょっと私は分からない。この管理業務と言われるそこら辺と、この「第三者に委託し、又は請け負わせることはできない」と、ここの意味がちょっと私は理解できないので、まずそこをお聞きいたします。

○13番（芦塚典子君）

お答えします。

基本協定書の第19条だったと思います。委託等の禁止ということで、第19条で、「乙は（指定管理者）は管理業務を行うに当たり、管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」ということです。

それで、その管理業務とは何かというと、仕様書に書いてあります。それで、仕様書にも——これは第三者への包括的委託の禁止なんですけど、これは仕様書です。「指定管理者は、指定管理者業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、設備等の保守管理、植栽管理、警備などの個別の具体的業務について、あらかじめ市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。」、これは、嬉野市の仕様書だけじゃないですもんね、全国の仕様書が、第三者に請け負わせていいものは、設備の保守管理、警備、植栽管理、清掃等という、もっと詳しく仕様書には書いてありますけど。ということで、これは管理業務になるということです。

請け負わせてはならない管理業務になるということです。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

その請け負わせてはならない管理業務は、要するに指定管理者の人が請け負わせてはいけない業務でしょう。ここは、市が集客業務をやるんだから、指定管理者が第三者に委託をしてはいけないわけでしょう。全然意味が違うじゃないですか。指定管理を受けた人が自分がこういう業務で委託を請けました。それについて第三者に委託をしてはいけないということでしょう。ただ管理、ビルのどうのこうの、そこら辺についてはいいですよということを定めているんじゃないですか。だから、ここは意味が全然私は分からなかった。

基本的に、今回この指定管理、前回の議会からいろいろやっているんですが、どうもね、何かね、意味が分からない、はっきり言って。前回の減額の修正もそうなんですが、よく考えてください。あの施設をいかに今後、嬉野市の施設として運営をしていったほうがいいのか。うれしの茶の発展あるいは観光と抱き合わせながら、いかにして嬉野市があ側の施設をうまく有効活用していくのかということを、合併をする前に、リーディング事業で上がっていた事業なんですよ、あれは。うれしの茶の振興を図るために、要するに窯元会館とかいろいろあるんですが、観光客の方がうれしの茶というものを見る施設がない、体験する施設がないということで、リーディング事業であれば上がっていた事業なんです。ただ、その中で財源をどうのこうのという中で合併特例債を利用するよりも、社会資本整備事業交付金の箱物の最終年度だったと思います。それで、利用してできた施設なんです。3年間で大体めどをつけて指定管理にするというふうな方向性でした。しかし、新型コロナウイルスとかいろいろあって、そこら辺が、指定管理の相手方も決まらない、なかなか出てこない。そういう中でようやく今回こういった形でやってきたんです。手続上も何も問題ないんです、仕様書でも何でも。

4,200万円で公募がかけられました。それで、ここの業者に去年選定しました、そうですね。それで、当初予算で3,900万円。4,200万円から300万円減らされての当初予算だったんです。じゃ、3,900万円でどういうふうな7年度の計画をしますかというような中で協定書が結ばれています。そうですね。それで、それを結ばれて、じゃ、やろうというときに四百数十万円の減額修正がされた。そこで……（発言する者あり）すみません。だから、産業建設常任委員会の委員長、副委員長が、こういう意味の——はっきり言って私は意味が分からなかったんですが、意味の分からないこういう修正案を出すということが、あそこを、じゃ、どうしようと思っているのか。何がいけないと思っているのか。そこが分からない、はっきり言って。あそこの運営はやめたほうがいいと思っていらっしゃるんですか、お聞きします。

○13番（芦塚典子君）

そしたら、最後の質問から。

やめた方がいいというのは書いておりませんよ。指定管理者にこのまま仕事をさせてくださいと言っているんですよ、この修正案は、こういうのを削除しないで。削除するというのが違法ですので、ほごにできます。それで、このまま指定管理者にこの事業が——主要事業じゃないですか。一生懸命頑張ろうというところはここですよ。これを、私たちは取り上げようと言っていない、させてくださいと言っているんですよ。

それともう一つ、第1の問題、それは第2のところになりますけど、指定管理業務が、市が委託するので第三者委託にはならないということなんですけど、最初に補正に上げられたのが今年度当初の契約において業務内容から対象外とした集客業務及び広告宣伝費、これをまた——最初ですよ、上げた事業、削除した事業と今度委託しようとする事業、一緒でしょう。そいけん、市が委託しようと、指定管理者が委託しようと、私が委託しようと、第三者、これは同じ事業なんですよね。だから、第三者委託はできませんと第19条に書いてありますし、ほぼ日本全国の規定案には第13条に書いてあります。しかし、嬉野市は第19条に書いてあります。

そして、司法関係では、「具体的には」と書いてあります。「施設の維持保守管理等の業務、警備業務、施設の清掃業務、植栽の管理業務等が考えられます。ただし、これは、個別に受託業者を選定することが必要です。間違っても、発注は個別に行ったが、契約相手は結果として同一業者であったということはあってはなりません。また、業務別に個別に委託するわけですから、再委託は、さらに細分化した業務単位でしか認めるべきではありません。」、主要事業はできませんという本来の意味からですよ、個別の委託でも。そして、「再委託は、さらに細分化した業務単位でしか認めるべきではありません。」ということですよ。そして、「これらの点をないがしろにすれば、形式的は、個別の業務委託」——第三者委託「の形をとりながら、結果として、改正前の管理委託と同一であると評価される可能性が高くなり、そのような評価を受ければ、当該業務委託費の支出は、違法な支出となるからです。」と書いてある。こういうことをすれば違法ですと書いてあります、法令の関係書にですね。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

○13番（芦塚典子君）

今の文書の出どころは、R I L G、一般財団法人地方自治研究機構、地方自治体法務並びに指定管理制度に関しての文書です。これは多分ネットで出てくると思います。

それともう一つ、違法というのは、基本協定書に書いていないですよ。これは法律に反するということで効果がありませんということです。

ですので、この基本協定書は、書いてあるでしょう、信義則に従ってと。信義則に従ってというのは、法律に従い誠実に履行すると、これが2条目に書いてあります。

○議長（辻 浩一君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

分かりました。分かりましたというより分かりません。もう今ね、違法だ違法だとかおっしゃいますけど、我々、産業建設常任委員会ですっとやってきて、説明をずっとお伺いしました。私は何の違法もないというふうに思っております。

結局、我々も議会としてそういうふうに減額修正というふうになったんですけれども、じゃ、その減額の修正を受けて令和7年度の協定書というものがつくられていますよね。基本協定書があって年度協定書というのが。その基本協定書の内容を見ますと、指定管理者は、あなたがおっしゃる協定書のその中の、指定管理者の責任ですよ、第5条。「乙は乙の従業員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法」、要するに、この段階で、従業員は何人でこういうふうにしますということを決めていたんですよ。その方に対して減額をされた、じゃ、給料等においてはそれを支払い——ちょっと支払えないですよということではできんわけですよ、要は、この協定書でいけば。じゃ、この協定書を照らし合わせながら、どういうふうに市と、450万円減額された内容で今年1年間を運営していくかということ話し合われた結果が年度協定書でしょう。そういう中で向こうが提案をされてこられたのがここに資料としてありますけれども、消耗品代、あるいは集客促進業務、広告宣伝、公用車のリース代等々、要するに固定費以外のところで、そこで減額をしてやるしかなかったということなんでしょう。そういうことなんです。だから、何ら問題もない。

それで、じゃ、集客促進業務は指定管理者がやらんざいかんとおっしゃいましたよね、させんざいかんと。じゃ、この修正の委託料を、指定管理料のほうに回せばいいじゃないですか。（「いやいや、それは……」と呼ぶ者あり）いやいや、だから、その減額をされてこれでしかないということで年度協定書を結ばれたわけだから。それで、集客もそれでしなさいと、そがん無理な話だと私は思います。向こうには向こうの責任がありますから、管理をしていく責任がありますから。

だから、もうとにかく分からない。委員長、副委員長、あの3日間一生懸命あそこで説明を受けながら、こういうあれを出されたあれが私は分かりません。

最後、要するにせんぎいかん、向こうにしてもらわんといかんということをおっしゃいましたけれども、そこら辺が、じゃ、どういうふうにしてさせるのか、していただくのか、集客業務を。そこを答弁お願いします。

○13番（芦塚典子君）

年度協定書ですよね、年度協定書に削除しますと書いてあります。（「うん」と呼ぶ者あり）理由は書いていないです。（「金額でしょう、だから」と呼ぶ者あり）理由は書いていないです。ということは、これがほぼ通る理由は、例えば、指定管理者が倒産してできませんとか、こういう場合です。

そしたらここに、この集客業務をやっていきませんので、削除させてくださいというのは、理由を書いてないんですよ。日付も印鑑も何もありません。絶対にこれが証拠になるなら、正確な話をしてください、正確な処理を……（「その協定書の中に「削除します」という文言は4ページにちゃんとあるので、そこら辺ちょっと……」と呼ぶ者あり）。いや、それは理由はないですよね。「基本協定書及び仕様書において、指定管理者の業務を定めていたが、令和7年度の指定管理委託料予算について嬉野市議会での減額修正に至った為、積算内容及び事業計画の見直しを行い、指定管理者の業務中の誘客イベント（集客促進業務）及び誘客イベントと連動する広告宣伝等の実施については、令和7年度の業務から削除する」とありますけど、これは、これをするなら基本協定書を変えなければなりません。それに、減額するという両者の協定書もないです……（「はあっ」と呼ぶ者あり）減額でこれやっていきますという協定書もないでしょう。ただこれがぽこっと来ているんですよ。何か、もうすごく雑な事務処理だと思います。

○議長（辻 浩一君）

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（辻 浩一君）

再開します。

ほかに質問ありませんか。諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

それでは、質問をさせていただきます。

先ほど芦塚議員が、減額することということで修正案を上げてありますよね、論点として。ただ、指定管理者においてその集客業務はせんばんとじゃなかろうかということもおっしゃられていますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）そこが私はうまく理解できとらんとですよ。というのは、もしそういうお考えであるならばですよ、あるならば、あえて減額せずに、これは委託料に回すとが筋じゃなかろうかと思うんですよ。そこばちょっと聞きたかなと思う

てですね。

○13番（芦塚典子君）

分かりました。あえて415万円の今回の補正をそのままにしておけばということなんですけど、先ほどもずっと言っていますように、この基本協定書の第19条とかに第三者委託はできませんと、同じあれでしょう。幾ら、市がしても、指定管理者がしても、ほかの私がしても同じ事業なんです。それは第三者指定にはできませんということです。今の建設業界でもそうですよね。主要な建築の——今40億円のあれを10億円だけ、これはちょっと途中で削除しました。はい、第三者にあげます、できないでしょう、困るでしょう、こういう。そして、協定書には途中で変更がありますとか書かないけんです。協定書のまま進行してくださいということです、変更がなく、これは指定管理者がこの事業はしていきますということです。だから415万円とはちょっと関係がないと、これは通りませんよということです。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

第三者委託というのが先ほど来あったと思うとですけども、そもそも、そもそもこの令和7年度の年度協定書は、委託事業から除外すると書いてあるわけですよ。そいぎその第三者というのが、そもそもおらんとじゃなかろうかという状況なんですけども、そこはちょっと私もうまく理解できんとですよ。それはいかに第三者に委託できない——第三者に委託できないというのは分かりました、先ほど来。ただ、今この中でいけば、基本協定があってそれに基づいて話をしていたんだけど、平和7年度の当初予算においてこれだけの予算ばかけてしようと思っていた事業が、いや、そいじゃなくてこっちでよかとじゃなかとという修正ばかけて議会在議決して、していったと。そういう中において、市もやっぱり委託業者と事業ばせんばらんばってん、やっぱりこいば削除せんぎやっぱりできんよねというのが年度協定書でしょう。

それで、そういう中において第三者委託という考え方というのは、そもそも私、発生せんとじゃなかろうかなと思うとですけど、その考え方をお尋ねしたいと思います。

○13番（芦塚典子君）

前にも申したように、この年度協定書に主要事業を削除することはできませんということです。これが例えば、警備事業をあなたのところから削除して委託しますよというのはオーケーです。これは主要事業でしょう。主要事業は、それに年度協定書ですけど、そしたら、協定書に、途中で変更することがありますというような一言が必要ですけど、協定書には減額も増額もしませんと、何も変更はありませんと。変更ないでいっているときに年度協定書をばかっつつくって削除しましたよと言われたら、指定管理者も業者もびっくりしますよね。

○議長（辻 浩一君）

諸上栄大議員。

○6番（諸上栄大君）

確かに、主要な事業ということをおっしゃっておりますが、そもそもこの集客促進業務とかは、集客促進業務を主要事業などとおっしゃられているわけですがけれども、この主要な事業に関しては、あくまでも嬉野市のうれしい茶交流館条例の第3条、第15条に記載されているように、施設の管理運営や物販体験事業などであると、主要な事業がですね、思いますけれども、今、議員おっしゃられているように、集客促進業務を主要な業務に認識されている根拠をお尋ねします。

それともう一点、最後です。結局のところ400万円ぐらい減額されて、またそれを実際やりなさいというような状況であるならば、今400万円ぐらいを超える事業、集客促進業務とか、あと広告宣伝業務とかやりなさいということであるということであるのは、それは議員おっしゃられているのは、自己負担でそいぎしなさいというようなお考えなのか、そこの2点、お尋ねします。

○13番（芦塚典子君）

集客業務は主要な事業なのかというのが第1点ですね。

それで仕様書なんですけど、仕様書の4番に、設置目的を達するために必要な業務ということで、施設案内業務、広報業務、誘客に関する業務、これを書いてありますし、またもう一つ、7番に指定管理者が交流館の管理運営上必要と認める業務に市民観光等の誘客促進となるイベント等の実施というのを書いてありますので、これは主要な事業と言えます。

そして、第三者委託をできないというのは先ほど言いましたように、警備とか、植栽とか、掃除とか、そういうのはできますよということは、主要な事業は第三者委託に、削ってはならないというふうになります。

そして、400万円削られたなら自分でしなさいということは、これも基本協定書に書いてあります。400万円を自分でしなさいじゃないですよ、削られた分を自分でしていただきますというのは基本協定書にあります。

ですので、少し減額されたけど、この誘客業務、集客促進業務、これはちゃんと仕様書に規定してありますので、いたしますというふうな話をされたというのを聞いております。そういうことです。

○議長（辻 浩一君）

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

特にないようですので、これで発議第8号の質疑を終わります。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

日程第５．討論・採決を行います。

これより、議案第31号 専決処分第２号の承認を求めることについての討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第31号の討論を終わります。

議案第31号について採決をいたします。

議案第31号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第31号 専決処分第２号の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第32号 専決処分第３号の承認を求めることについての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第32号の討論を終わります。

議案第32号について採決をいたします。

議案第32号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第32号 専決処分第３号の承認を求めることについて承認することに決定をいたしました。

次に、議案第33号 専決処分第４号の承認を求めることについての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第33号の討論を終わります。

議案第33号について採決をいたします。

議案第33号を原案のとおり承認することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第33号 専決処分第４号の承認を求めることについては承認することに決定をいたしました。

次に、議案第34号 嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

議案第34号について採決をいたします。

議案第34号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第34号 嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

議案第35号について採決をいたします。

議案第35号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第35号 嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

議案第36号について採決をいたします。

議案第36号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第36号 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議会運営の都合上、ただいまから発議第8号 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正についての討論を行います。討論ありませんか。森田明彦議員。

○12番（森田明彦君）

ただいまの発議第8号に関して、反対の立場で申し上げます。

今回の修正案に関しましては、先ほど質疑でも話しましたけれども、この集客促進業務と

いうことは、年度当初の予算編成の際に受託事業の一部に含まれておるという考えですね。そこで当初、450万円の減額後の予算で契約するには、この集客促進業務関係を削るということしか方法はないということで、この件に関しましては先ほどの質疑の中でも、あえて執行部の方から御意見をいただいたところです。

したがって、この本事業の予算を削減するということは、この事業は行わないというような意味ではないかと思われまます。提出者が言われる、主要な業務として実施しなさいという主張とは矛盾しているということで感じております。

したがって、この修正案に関しましては反対ということで意見を申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありませんか。山口虎太郎議員。

○8番（山口虎太郎君）

議席番号8番、山口虎太郎、賛成討論をします。

今回の修正案について、提案理由について賛成する。

理由は、産業建設常任委員会で3日間における審議を行ったが、一般会計補正予算の主要な事業の説明書11ページの事業名、うれしの茶交流館管理費について納得はできません。

理由は、今回の追加補正、集客促進業務415万1,000円は市が行うと議案審議の中で説明されました。その中で、全国お茶まっりの集客、宣伝も含むということも議案審議の中で言われております。私としては、全国お茶まつり事業は、嬉野が茶産地として、生産者、茶商、J A、農機具メーカーと市民を巻き込んだ事業計画が必要であり、県との連携がさらに重要であります。今回のうれしの茶交流館管理費で市がやる理由づけには無理があり、納得はできません。全国お茶まつり事業は財源に県支出金がつくはずであり、事業は区別してすべきと考えます。

したがって、修正案に賛成をいたします。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありませんか。川内聖二議員。

○10番（川内聖二君）

議席番号10番、川内聖二です。発議第8号 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正案について反対の意を表したいと思います。

そもそも当初、指定管理者とは令和7年2月14日付で締結をされていましたが、3月定例会で修正動議が可決され、予算が減額をされました。それにより、今回の定例会で補正予算が計上されました。しかし、提出者の提案理由のほうを聞いておりましたら、矛盾する点が幾つかあるなと私は思いました。

まず、先ほど申しましたように、そもそも修正動議で予算が減額されたために令和7年度の事業計画を変更せざるを得なかったものであり、このことは令和7年度の事業計画を変更

したことを7年度の協定書のほうに記載をされています。よって、先ほど同僚議員が申されましたように、今回の予算計上で予算を計上されて、それを提出者のほうの「第三者に委託し、又は請け負わせることはできない」というふうな指摘も今回の提案理由には入っていましたが、それは該当しないと思います。そこがまず矛盾する点というか、理解できない点の一つであります。

それと、今回のイベント関係に関する事業に関しましては、450万円もの減額後の予算計上は集客をするために必要な経費であって、それを委託業者に今回行っていただくために補正予算を組まれたんですけれども、それを反対される。しかし、今の委託をされている指定管理者のほうにその事業、集客業務を行ってくださいと。じゃ、そのお金はどこから出るんですかと。幾ら企業努力といっても、これだけの莫大な金額を、執行部のほうから削除されてできるものではないと思っております。その辺を、してください、けどお金は払わない、そういう点に関して私は疑義を生じました。

そして最後に、提案理由の3つ目の中で、「「嬉野市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」において告示が必要であった。軽微な事業で必要なしと説明を受けたが、議会と市民への報告は必須であり、他の指定管理者との公平性を保つためにも、市民の税金の使い道を市民に見える化するために、告示はしかるべきである。」と言いますけれども、ここ自体が、まず、この金額は幾らまでと書いてあると思います。それを無視して執行部のほうが出しているわけでもありませんし、初めて聞いた方がいれば、ちょっと適切ではない処理をされているような受け取り方もされますので、これは違うと思います。

よって、今回の修正動議に関しましては、私は強く反対の意を表したいと思えます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

次に、賛成討論はありますか。阿部愛子議員。

○4番（阿部愛子君）

議席番号4番、阿部愛子です。この修正案に賛成の立場で討論します。

私は法令については勉強不足で詳細には理解できていませんが、3月の定例会議の当初予算で指定管理料456万7,000円の減額が可決されたことは非常に重要なものだと思います。しかし、チャオシルの指定管理委託料の中、3月の減額を理由に、業務内容の集客促進業務及び広告宣伝業務を削除されていることが6月になって明らかになりました。4月1日に嬉野市とヒューテックが合意した嬉野市うれしの茶交流館の管理運営に関する令和7年度協定書の内容は議会に対して説明はありませんでした。6月になってから資料請求で明らかになりました。理由は、軽微な予算だからと報告しなかったとのことでした。このことは議会での議決を軽視していることだと言わざるを得ません。資料請求をするまで、減額された指定管理料で業務が行われていると思っていました。多くの市民も、このことは知らなかったん

じゃないだろうかと思います。

また、仕様書での設置目的を削除するということを３月議会の時点でそのときは誰も求めていませんでした。指定管理料が高額であるという意見が多くを示し減額されたものです。ゆえに、議決した当初予算の指定管理料でこれからの業務を執行すべきだと思います。

よって、415万1,000円のうれしの茶交流館管理費の修正案に対して賛成します。

○議長（辻 浩一君）

次に、反対討論はありませんか。古川英子議員。

○３番（古川英子君）

議席番号３番、古川英子です。

発議第８号 議案第37号令和７年度嬉野市一般会計補正予算（第２号）の修正案について、今回は反対の意見を述べさせていただきます。

今議会において提出された、うれしの茶交流館管理費415万1,000円について、行政が３月議会で可決された金額で情報発信等が困難となると判断され、４月より集客事業をほとんど実施されないまま提出されました。市内でも、チャオシルの有用性について賛同を得る発言はなかなか聞けません。

今年度の残り９か月において、まず今回の修正案の金額を利用し、市民が訪れる、訪れようと思えるような情報発信を行い、集客していただき、人のにぎわいができるように運営していただきたいと思います。

よって、今回の修正案に対し反対とさせていただきます。

○議長（辻 浩一君）

賛成討論はありませんか。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

議席番号11番、増田朝子です。発議第８号 議案第37号令和７年度嬉野市一般会計補正予算（第２号）の修正案について、うれしの茶交流館管理費、集客促進業務415万1,000円の修正案に賛成の立場で討論いたします。

視点を变えて、２点について討論をさせていただきます。

１、３月議会において、うれしの茶交流館管理費465万7,000円の減額修正が可決し、積算内容及び事業計画の見直しを行い、集客促進業務及び集客促進に係る広告宣伝業務を対象外とし、４月１日に契約されました。

そして今６月議会、６月９日の議案質疑において、軽微な変更だったため議会には報告しなくてよいという答弁がありました。指定管理業者のヒューテックは４月２日、先ほどもありましたけれども、３月議会の減額修正の議決に関して２人の議員と協議し、ヒューテックさんが、腹落ちはしないが、決められた予算で頑張りますと言われたと４月18日の全員協議会のお場でお聞きしました。この案件は、12月議会において、12月10日の議案質疑後、16日、

3日目の一般質問後に提出しました資料で議員の皆様には説明をいたしました。視聴いただいた市民の皆様には分かりづらかったと思います。これまでになく異例の追加答弁がありました。これも、どうして今頃と思いました。そのときは。そして3月議会の減額修正可決。このように、指定管理料に関してはずっと議論され、市民のとても関心の高い重要な案件です。それを軽微な変更だからと議会に報告しなくてよいとは、市民に説明もなく、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

2、今議会で提出された集客促進業務415万1,000円は、うれしの茶交流館管理費を再度プロポーザルで委託する。そのときにも、ヒューテックも手を上げる可能性がありますと答弁がありました。指定管理事業費に追加の予算計上ですけれども、県や国の予算を充当するなら理解できます。前例のない提出の仕方に疑問があります。前例をつくってよろしいのでしょうか。

今回この議案が上がってから、他の指定管理事業所の関係者の方にお話をお聞きしました。そもそもこの指定管理、それぞれの担当課での予算計上や内容の検討があっけていますけれども、指定管理に関して、予算計上も含め一本化すべきじゃないかというお声もありました。そこそこの担当課での予算計上とかありますので、そこは今後の課題と思います。

それで、このことはほかの指定管理者は本当に納得されますでしょうか、到底私は思いません。また、公平性に欠けると言わざるを得ません。

最後に、原案に反対の議員の皆さん、これまでの経緯も含め、市民の皆さんにきちんと説明ができますでしょうか、市内全ての指定管理事業者の方々に説明できますでしょうか。

以上のことで、この修正案に賛成いたします。

○議長（辻 浩一君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで発議第8号 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正についての討論を終わります。

これより修正動議について採決をいたします。

発議第8号について原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。反対多数であります。したがって、発議第8号 議案第37号令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）の修正については否決をいたしました。

次に、議案第37号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

議案第37号について採決をいたします。

議案第37号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、議案第37号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）については可決をいたしました。

次に、議案第38号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第38号の討論を終わります。

議案第38号について採決をいたします。

議案第38号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第38号 令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について可決をいたしました。

次に、議案第39号 令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第39号の討論を終わります。

議案第39号について採決をいたします。

議案第39号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第39号 令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）については可決をいたしました。

次に、議案第40号 建設工事請負契約の締結についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第40号の討論を終わります。

議案第40号について採決をいたします。

議案第40号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第40号 建設工事請負契約の締結については可決をいたしました。

次に、議案第41号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第41号の討論を終わります。

議案第41号について採決をいたします。

議案第41号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第41号 嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第42号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第42号の討論を終わります。

議案第42号について採決をいたします。

議案第42号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第42号 嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、議案第43号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第43号の討論を終わります。

議案第43号について採決をいたします。

議案第43号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票

してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第43号 令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第3号）は可決をいたしました。

次に、発議第5号 嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第5号の討論を終わります。

発議第5号について採決をいたします。

発議第5号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第5号 嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例の一部を改正する条例については可決をいたしました。

次に、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第6号の討論を終わります。

発議第6号について採決をいたします。

発議第6号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書については可決をいたしました。

次に、発議第7号 独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療に関する意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで発議第7号の討論を終わります。

発議第7号について採決をいたします。

発議第7号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、発議第7号 独立行政法人国立

病院機構嬉野医療センターの小児科時間外診療に関する意見書については可決をいたしました。

日程第6．議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

なお、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合は、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続については議長に一任させていただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定をいたしました。

日程第7．閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のあったとおり、閉会中継続調査とすることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の付託事件は継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論・採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決をされました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 諸 井 義 人

署名議員 山 口 虎太郎

署名議員 宮 崎 良 平